

# 一般財団法人関東地方郵便局長協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人関東地方郵便局長協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所をさいたま市に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第 3 条 この法人は、日本郵便株式会社関東支社及び南関東支社の受持区域内  
(以下「域内」という。)の郵便局長を会員とする。

(会費)

第 4 条 会員は、評議員会で別に定める会費を納入しなければならない。

## 第3章 目的及び事業

(目的)

第 5 条 この法人は、域内において、郵便局長の福利厚生、地域社会への貢献を  
行うとともに、郵便局の制度及び業務の充実を図り、もって郵政事業の発  
展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 6 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員による郵便局局舎の改善及び取得を目的とした貸付
  - 二 会員の相互扶助及び福利厚生
  - 三 郵便局局舎及び敷地の取得
  - 四 地域社会への貢献活動
  - 五 郵便局局舎等に対する地震災害等に備えた基金の運用及び見舞金等  
の給付
  - 六 その他、この会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、実施事業とし、域内において行うものとする。

## 第4章 財産及び会計

### (基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

### (事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 公益目的支出計画実施報告書

四 貸借対照表

五 正味財産増減計算書

六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第5章 評議員

(評議員)

第 1 1 条 この法人に評議員 5 名以上 1 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 1 2 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号。以下「法人法」という。）第 1 7 9 条から第 1 9 4 条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 1 3 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。

3 評議員は、第 1 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 1 4 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には別に定める規定に応じ費用を弁償することができる。

## 第6章 評議員会

(評議員会)

第 1 5 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 1 6 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額、又はその支給の基準
- 三 事業計画書及び収支予算書の承認
- 四 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 七 残余財産の帰属の決定

- 八 基本財産の処分又は除外の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 事業の全部の譲渡
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条及び第 23 条に定めた定数を上回る場合には、3 分の 2 以上の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時には、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

この場合において、その手続を第 18 条第 1 項の理事会において定める

ものとし、第19条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長、議事録署名人2名及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第7章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事4名以上10名以内

二 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の

業務を分担執行する。

- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。

- 5 理事又は監事が第23条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けた時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には別に定める規程に応じ費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、役員が法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第8章 理事会

(理事会の設置)

第 3 1 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 2 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 3 3 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べた時はこの限りでない。

(議事録)

第 3 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示をした書面についても同様とする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

### (解散)

第 38 条 この法人は、次の事項により解散する。

- 一 この法人の目的である事業の成功の不能
- 二 その他法令で定められた事由

### (剰余金の処分制限)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

### (残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局その他

### (事務局)

第 42 条 この法人に、事務局を置き、職員の任免は代表理事が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

### (専門委員会)

第 43 条 この法人に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。



- 2 専門委員会は専門委員をもって構成し、専門委員は、代表理事が選任及び解任委嘱する。
- 3 専門委員は、この法人の事業を実施するための必要事項について調査及び研究を行い、代表理事の諮問に答える。

(委任)

第 4 4 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する
- 2 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は大澤 誠、業務執行理事は鈴木 義雄とする。
- 4 第 1 2 条の「評議員の選任及び解任」の規定にもかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。

綿引 勝茂、手塚 一信、大竹 長久、栗原 善久、細野 芳秀、野口 昇、堀内 良一

## 別表 移行時の基本財産（第 7 条関係）

〈公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの〉

財産種別	金融機関・口座番号	金 額
預 金	埼玉りそな銀行さいたま新都心支店 6 8 1 - 3 0 3 8 1 9 4	2 1, 7 0 0, 0 0 0 円